

「平成17年度中小企業者に関する国等の契約の方針」
に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置
に係る措置状況

平成18年8月
中小企業庁

目次

1. (1) 国の官公需についての契約件数 (物件)	P 1
(2) 同 (工事)	P 2
(3) 同 (役務)	P 3
2. 中小企業官公需特定品目に係る中小企業向け契約実績	P 4
3. (1) 官公需適格組合との契約実績 (物件)	P 5
(2) 同 (工事)	P 6
(3) 同 (役務)	P 7
4. (1) 指名競争契約等における入札・契約実施状況 (物件)	P 8
(2) 同 (工事)	P 9
(3) 同 (役務)	P 10
5. (1) 随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数 (工事又は製造)	P 11
(2) 同 (財産の買入れ)	P 12
(3) 同 (物件の借入れ)	P 13
(4) 同 ((1) から(3)以外の契約)	P 14
6. (1) 分離・分割発注の件数等 (物件)	P 15
(2) 同 (工事)	P 16
(3) 同 (役務)	P 17
7. 中小建設業者に対する配慮	P 18
8. 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大に向けての措置	P 22
9. 新規開業者に対する受注機会の増大のための措置	P 23
10. 入札・改札手続における電子的手段の導入状況	P 24
11. 平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について	P 25

1. (1)国の官公需についての契約件数(物件)

機 関	一般競争入札の 契約件数	指名競争入札の 契約件数	随意契約の件数
衆議院	52	2	8,598
参議院	13	0	3,177
最高裁判所	403	0	54,799
会計検査院	26	0	1,074
内閣・内閣府	31,145	54,154	313,306
総務省	173	0	11,470
法務省	1,149	8	275,798
外務省	83	0	200
財務省	1,042	0	133,235
文部科学省	77	0	20,548
厚生労働省	4,317	868	207,030
農林水産省	784	77	104,145
経済産業省	139	0	12,820
国土交通省	3,333	455	173,695
環境省	21	0	8,618
国 計	42,757	55,564	1,328,513
(内閣・内閣府)			
内閣官房	27	0	1,254
内閣府	117	45	8,076
内閣法制局	1	0	285
人事院	12	0	4,075
宮内庁	21	10	5,483
公正取引委員会	11	0	1,504
警察庁	619	23	36,458
防衛庁	30,250	54,074	250,756
防衛施設庁	66	2	4,529
金融庁	21	0	886
小 計(内閣・内閣府)	31,145	54,154	313,306
公団等 計	39,695	3,484	4,193,065
国等 計	82,452	59,048	5,521,578
(参考)16年度国等計	81,601	70,943	5,496,545

1. (2)国の官公需についての契約件数(工事)

機 関	一般競争入札の 契約件数	指名競争入札の 契約件数	随意契約の件数
衆議院	6	17	378
参議院	1	29	109
最高裁判所	5	120	4,689
会計検査院	5	0	19
内閣・内閣府	1,277	1,720	6,005
総務省	27	0	384
法務省	88	228	10,648
外務省	11	0	55
財務省	782	0	20,556
文部科学省	2	3	281
厚生労働省	318	241	7,387
農林水産省	71	3,094	4,655
経済産業省	15	0	714
国土交通省	1,951	13,422	8,306
環境省	1	54	577
国 計	4,560	18,928	64,763
(内閣・内閣府)			
内閣官房	0	0	56
内閣府	36	235	625
内閣法制局	3	0	8
人事院	1	0	92
宮内庁	0	149	1,045
公正取引委員会	0	0	5
警察庁	182	85	1,684
防衛庁	1,030	192	2,123
防衛施設庁	22	1,059	248
金融庁	3	0	119
小 計(内閣・内閣府)	1,277	1,720	6,005
公団等 計	1,087	5,744	122,779
国等 計	5,647	24,672	187,542
(参考)16年度国等計	4,146	29,202	179,948

1. (3)国の官公需についての契約件数(役務)

機 関	一般競争入札の 契約件数	指名競争入札の 契約件数	随意契約の件数
衆議院	87	5	2,381
参議院	5	17	1,505
最高裁判所	563	12	45,941
会計検査院	24	0	769
内閣・内閣府	5,985	2,800	118,884
総務省	426	0	10,121
法務省	1,236	312	108,142
外務省	128	4	574
財務省	2,570	0	163,600
文部科学省	117	0	8,553
厚生労働省	2,374	50	118,047
農林水産省	377	2,182	117,386
経済産業省	172	3	16,050
国土交通省	4,337	11,608	142,869
環境省	116	46	6,454
国 計	18,517	17,039	861,276
(内閣・内閣府)			
内閣官房	23	0	2,030
内閣府	146	220	8,290
内閣法制局	6	0	383
人事院	17	0	2,363
宮内庁	2	45	2,148
公正取引委員会	17	0	1,338
警察庁	211	39	19,266
防衛庁	5,321	1,535	79,079
防衛施設庁	205	961	3,487
金融庁	37	0	500
小 計(内閣・内閣府)	5,985	2,800	118,884
公団等 計	39,500	6,818	1,362,661
国等 計	58,017	23,857	2,223,937
(参考)16年度国等計	58,867	29,384	2,344,231

2. 中小企業官公需特定品目に係る中小企業者向け契約実績
(千円)

機 関	官公需契約 総実績額	うち中小企業者 向け契約実績額
衆議院	290,586	255,732
参議院	180,330	140,717
最高裁判所	2,227,974	1,803,165
会計検査院	90,372	90,279
内閣・内閣府	34,744,795	19,545,695
総務省	2,254,651	1,960,482
法務省	7,308,428	5,401,815
外務省	266,220	41,192
財務省	38,530,324	25,649,448
文部科学省	1,695,318	1,073,607
厚生労働省	25,230,630	22,475,981
農林水産省	3,908,535	3,498,219
経済産業省	1,353,713	1,255,937
国土交通省	10,694,262	10,152,307
環境省	344,226	333,357
国 計	129,120,364	93,677,933
(内閣・内閣府)		
内閣官房	149,947	115,619
内閣府	859,468	809,794
内閣法制局	9,685	7,449
人事院	178,125	95,842
宮内庁	160,620	135,565
公正取引委員会	119,286	108,832
警察庁	2,738,174	2,627,085
防衛庁	29,996,679	15,152,823
防衛施設庁	383,070	367,711
金融庁	149,741	124,975
小 計(内閣・内閣府)	34,744,795	19,545,695
公団等 計	107,006,506	83,849,937
国等 計	236,126,870	177,527,870
(参考)16年度国等計	218,327,262	163,909,783

3. (1)官公需適格組合との契約実績(物件)

機 関	官公需適格組合との契約件数	官公需適格組合との契約実績額(千円)
衆議院	53	15,825
参議院	1	641
最高裁判所	3	120,372
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	260	127,152
総務省	3	880
法務省	273	64,211
外務省	0	0
財務省	189	38,117
文部科学省	0	0
厚生労働省	228	163,095
農林水産省	53	64,635
経済産業省	81	20,743
国土交通省	218	367,619
環境省	1,023	111,375
国 計	2,385	1,094,665
(内閣・内閣府)		
内閣官房	0	0
内閣府	12	3,511
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	7	105
警察庁	59	5,999
防衛庁	180	116,418
防衛施設庁	2	1,119
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	260	127,152
公団等 計	547	754,848
国等 計	2,932	1,849,513
(参考)16年度国等計	2,259	1,483,761

3. (2)官公需適格組合との契約実績(工事)

機 関	官公需適格組合との契約件数	官公需適格組合との契約実績額(千円)
衆議院	0	0
参議院	0	0
最高裁判所	0	0
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	1	145
総務省	0	0
法務省	4	64
外務省	0	0
財務省	39	5,321
文部科学省	0	0
厚生労働省	1	6
農林水産省	10	92,973
経済産業省	2	146
国土交通省	36	1,701,165
環境省	56	12,940
国 計	149	1,812,760
(内閣・内閣府)		
内閣官房	0	0
内閣府	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
警察庁	0	0
防衛庁	1	145
防衛施設庁	0	0
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	1	145
公団等 計	65	1,070,838
国等 計	214	2,883,598
(参考)16年度国等計	148	3,293,413

3. (3)官公需適格組合との契約実績(役務)

機 関	官公需適格組合との契約件数	官公需適格組合との契約実績額(千円)
衆議院	12	38
参議院	0	0
最高裁判所	9	434,901
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	197	282,177
総務省	64	45,513
法務省	211	268,784
外務省	0	0
財務省	39	216,783
文部科学省	0	0
厚生労働省	172	1,147,681
農林水産省	41	7,440,263
経済産業省	33	85,788
国土交通省	304	2,961,413
環境省	519	255,615
国 計	1,601	13,138,956
(内閣・内閣府)		
内閣官房	1	18,567
内閣府	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	38	640
警察庁	3	40,689
防衛庁	138	181,889
防衛施設庁	14	29,581
金融庁	3	10,811
小 計(内閣・内閣府)	197	282,177
公団等 計	688	1,573,495
国等 計	2,289	14,712,451
(参考)16年度国等計	2,665	16,362,843

4. (i)指名競争契約等における入札・契約実施状況(物件)

機 関	(1) 指名競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数	(2) 一般競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数
衆議院	2	1	49	10
参議院	0	0	13	5
最高裁判所	0	0	403	233
会計検査院	0	0	26	26
内閣・内閣府	54,154	6,695	31,145	8,703
総務省	0	0	173	51
法務省	8	2	1,149	265
外務省	0	0	83	0
財務省	0	0	1,042	793
文部科学省	0	0	77	66
厚生労働省	868	43	4,317	1,279
農林水産省	77	10	784	50
経済産業省	0	0	139	111
国土交通省	455	79	3,333	860
環境省	0	0	22	5
国 計	55,564	6,830	42,755	12,457
(内閣・内閣府)				
内閣官房	0	0	27	24
内閣府	45	1	117	64
内閣法制局	0	0	1	1
人事院	0	0	12	10
宮内庁	10	2	21	9
公正取引委員会	0	0	11	11
警察庁	23	11	619	353
防衛庁	54,074	6,681	30,250	8,207
防衛施設庁	2	0	66	15
金融庁	0	0	21	9
小 計(内閣・内閣府)	54,154	6,695	31,145	8,703
公団等 計	3,274	245	37,867	4,987
国等 計	58,838	7,075	80,622	17,444
(参考)16年度国等計	69,780	6,325	78,035	13,575

4. (2)指名競争契約等における入札・契約実施状況(工事)

機 関	(1) 指名競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数	(2) 一般競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数
衆議院	17	0	6	0
参議院	29	0	1	0
最高裁判所	120	2	5	3
会計検査院	0	0	5	5
内閣・内閣府	1,720	264	1,277	459
総務省	0	0	27	2
法務省	228	0	88	0
外務省	0	0	11	0
財務省	0	0	781	286
文部科学省	3	2	2	0
厚生労働省	241	65	318	87
農林水産省	3,094	463	71	2
経済産業省	0	0	15	5
国土交通省	13,422	293	1,951	228
環境省	40	3	1	0
国 計	18,914	1,092	4,559	1,077
(内閣・内閣府)				
内閣官房	0	0	0	0
内閣府	235	6	36	1
内閣法制局	0	0	3	0
人事院	0	0	1	1
宮内庁	149	31	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0
警察庁	85	23	182	86
防衛庁	192	101	1,030	371
防衛施設庁	1,059	103	22	0
金融庁	0	0	3	0
小 計(内閣・内閣府)	1,720	264	1,277	459
公団等 計	5,604	471	925	100
国等 計	24,518	1,563	5,484	1,177
(参考)16年度国等計	28,831	1,252	4,008	910

4. (3)指名競争契約等における入札・契約実施状況(役務)

機 関	(1) 指名競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数	(2) 一般競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数
衆議院	5	5	90	34
参議院	17	9	5	1
最高裁判所	12	7	563	394
会計検査院	0	0	24	23
内閣・内閣府	2,800	1,180	5,985	1,853
総務省	0	0	426	191
法務省	312	31	1,236	627
外務省	4	0	128	0
財務省	0	0	2,420	1,546
文部科学省	0	0	117	88
厚生労働省	50	9	2,374	794
農林水産省	2,182	160	377	87
経済産業省	3	0	172	67
国土交通省	11,608	582	4,337	1,215
環境省	31	0	106	0
国 計	17,024	1,983	18,360	6,920
(内閣・内閣府)				
内閣官房	0	0	23	21
内閣府	220	0	146	92
内閣法制局	0	0	6	2
人事院	0	0	17	10
宮内庁	45	13	2	1
公正取引委員会	0	0	17	17
警察庁	39	9	211	118
防衛庁	1,535	1,129	5,321	1,568
防衛施設庁	961	29	205	8
金融庁	0	0	37	16
小 計(内閣・内閣府)	2,800	1,180	5,985	1,853
公団等 計	6,568	105	38,581	3,765
国等 計	23,592	2,088	56,941	10,685
(参考)16年度国等計	29,243	2,549	56,312	8,653

5. (1)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数(工事又は製造)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	661	100
参議院	350	63
最高裁判所	4,319	669
会計検査院	77	29
内閣・内閣府	7,162	820
総務省	1,508	111
法務省	11,240	1,255
外務省	93	68
財務省	24,120	3,139
文部科学省	1,556	278
厚生労働省	8,810	1,085
農林水産省	6,531	341
経済産業省	1,300	322
国土交通省	8,754	949
環境省	373	90
国 計	76,854	9,319
(内閣・内閣府)		
内閣官房	26	22
内閣府	717	73
内閣法制局	11	4
人事院	77	16
宮内庁	1,026	148
公正取引委員会	151	5
警察庁	1,696	200
防衛庁	3,183	303
防衛施設庁	217	13
金融庁	58	36
小 計 (内閣・内閣府)	7,162	820
(参考) 16年度国計	78,547	14,377

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

5. (2)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数(財産の買入れ)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	7,073	2,941
参議院	2,708	365
最高裁判所	55,980	10,645
会計検査院	442	140
内閣・内閣府	237,163	21,010
総務省	9,703	2,274
法務省	258,543	25,984
外務省	79	61
財務省	117,776	31,993
文部科学省	12,725	1,846
厚生労働省	162,413	23,988
農林水産省	74,220	8,383
経済産業省	7,759	1,037
国土交通省	128,703	15,365
環境省	4,249	723
国 計	1,079,536	146,755
(内閣・内閣府)		
内閣官房	1,254	219
内閣府	7,214	649
内閣法制局	285	63
人事院	3,229	1,089
宮内庁	4,400	1,031
公正取引委員会	1,495	304
警察庁	33,890	4,933
防衛庁	181,524	11,891
防衛施設庁	3,361	828
金融庁	511	3
小 計 (内閣・内閣府)	237,163	21,010
(参考) 16年度国計	1,250,315	122,887

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

5. (3)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数(物件の借入れ)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	62	28
参議院	164	35
最高裁判所	79	27
会計検査院	30	7
内閣・内閣府	6,974	1,949
総務省	767	318
法務省	3,758	624
外務省	3	0
財務省	4,617	1,646
文部科学省	330	153
厚生労働省	9,375	2,823
農林水産省	3,213	525
経済産業省	130	60
国土交通省	4,469	965
環境省	738	181
国 計	34,709	9,341
(内閣・内閣府)		
内閣官房	396	167
内閣府	1,050	396
内閣法制局	64	14
人事院	94	39
宮内庁	515	351
公正取引委員会	241	127
警察庁	720	227
防衛庁	3,715	537
防衛施設庁	171	88
金融庁	8	3
小 計 (内閣・内閣府)	6,974	1,949
(参考) 16年度国計	24,969	7,300

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

5. (4)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数((1)から(3)以外の契約)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	1,003	398
参議院	945	327
最高裁判所	43,599	20,747
会計検査院	143	84
内閣・内閣府	80,665	16,520
総務省	8,111	2,372
法務省	122,109	28,058
外務省	189	60
財務省	111,889	39,812
文部科学省	6,976	2,730
厚生労働省	120,202	39,886
農林水産省	70,084	9,242
経済産業省	3,701	786
国土交通省	94,949	14,933
環境省	3,120	773
国 計	667,685	176,728
(内閣・内閣府)		
内閣官房	1,613	542
内閣府	7,010	1,941
内閣法制局	148	111
人事院	851	187
宮内庁	1,476	515
公正取引委員会	966	490
警察庁	16,473	6,800
防衛庁	49,736	5,285
防衛施設庁	2,209	617
金融庁	183	32
小 計(内閣・内閣府)	80,665	16,520
(参考) 16年度国計	602,672	136,219

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

6. (1)分離・分割発注の件数等(物 件)

機 関	分離・分割発注 の件数	左のうち中小企業者 の受注機会の増大を 目的の一つとして分割 発注を実施した件数
衆議院	0	0
参議院	0	0
最高裁判所	0	0
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	0	0
総務省	0	0
法務省	0	0
外務省	0	0
財務省	3	0
文部科学省	0	0
厚生労働省	0	0
農林水産省	0	0
経済産業省	0	0
国土交通省	0	0
環境省	0	0
国 計	3	0
(内閣・内閣府)		
内閣官房	0	0
内閣府	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
警察庁	0	0
防衛庁	0	0
防衛施設庁	0	0
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	0	0
公団等 計	0	0
国等 計	3	0
(参考)16年度国等計	11	0

6. (2)分離・分割発注の件数等(工 事)

機 関	分離・分割発注 の件数	左のうち中小企業者 の受注機会の増大を 目的の一つとして分割 発注を実施した件数
衆議院	0	0
参議院	0	0
最高裁判所	10	0
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	206	93
総務省	0	0
法務省	2	2
外務省	0	0
財務省	3	3
文部科学省	0	0
厚生労働省	0	0
農林水産省	9	0
経済産業省	0	0
国土交通省	33	0
環境省	0	0
国 計	263	98
(内閣・内閣府)		
内閣官房	0	0
内閣府	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
警察庁	0	0
防衛庁	0	0
防衛施設庁	206	93
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	206	93
公団等 計	346	132
国等 計	609	230
(参考)16年度国等計	621	0

6. (3)分離・分割発注の件数等(役 務)

機 関	分離・分割発注 の件数	左のうち中小企業者 の受注機会の増大を 目的の一つとして分割 発注を実施した件数
衆議院	0	0
参議院	0	0
最高裁判所	0	0
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	98	16
総務省	0	0
法務省	0	0
外務省	0	0
財務省	146	23
文部科学省	0	0
厚生労働省	0	0
農林水産省	0	0
経済産業省	0	0
国土交通省	1	0
環境省	0	0
国 計	245	39
(内閣・内閣府)		
内閣官房	0	0
内閣府	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
警察庁	0	0
防衛庁	0	0
防衛施設庁	98	16
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	98	16
公団等 計	25	0
国等 計	270	39
(参考)16年度国等計	267	0

7. 中小建設業者に対する配慮

○最高裁判所

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元建設業者の活用 専門工事業者の活用	積極的な情報提供、見積依頼を行った。	

○内閣府（沖縄総合事務局）

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
全工事	公募型・工事希望型の技術審査基準において、県内自治体の施工実績が認められれば評価することとしている。	沖縄総合事務局開発建設部公募型技術審査基準の改定について（府開技術第 88-1号平成 15 年 4 月 14 日）

○内閣府（防衛庁）

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
中小建設業者の上位等級指名競争への参加	競争入札において、下位等級業者も指名するなど、より多くの企業に対して入札への参加を促した。	
商工会議所の活用	入札情報の掲示等、積極的な情報提供を実施した。	

○内閣府（防衛施設庁）

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元建設業者の活用及び中小建設業者の上位等級指名競争への参加	地元中小建設業者の受注機会確保を最大限広げるため、内容及び地域性を勘案している。	

○法務省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元中小企業等の活用	地元中小企業に対し、積極的に情報提供及び見積依頼を行った。	

○財務省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
<p>1. 入札参加等級の拡大</p> <p>2. 工事の早期発注</p>	<p>・競争参加資格については、原則等級の1級上位又は1級下位の等級も参加可能としている。</p> <p>・競合建設工事以外の工事で、B等級該当工事にC等級の業者の参加を認めている。</p> <p>上期から積極的に工事を発注し、発注時期の分散化を図り、受注機会の増大に努めた。</p>	

○文部科学省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
指名機会の確保	指名競争入札方式において、同一資格等級内の業者を指名する場合には相応の中小建設業者を指名するよう配慮し、中小建設業者の受注機会の確保に努めている。	

○厚生労働省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元建設業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工場所に応じて地元建設業者を優先して指名。 ・ 工事予定金額に該当する東急の県内の全業者に工事希望調べを送付。 ・ 少額の随意契約案件について、地元の業者へ情報提供及び見積り作成依頼。 <p style="text-align: center;">等</p>	

○農林水産省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
専門工事業業者の活用	工事内容等を勘案し中小専門工事業業者と契約(配管工事等の契約の場合、総合建設業者でなく、当該工事を主に扱う中小企業を選択等)	

○国土交通省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元建設業者の活用	平成17年においても、引き続き、地理的条件として発注部局の所在する県内、若しくは対象工事地域の属する県内に本社、本店又は支店、営業所を有する者を評価して指名した。	

(注) 国において中小建設業者に対して特に配慮した内容を掲載している。

8. 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大に向けての措置

機 関	技術力のある中 小企業者の入札 参加機会の拡大 のための会計規 定類の整備状況	技術力の評価を 考慮した入札公 告の実績件数
衆議院	未整備	0
参議院	整備済み	0
最高裁判所	未整備	0
会計検査院	未整備	0
内閣・内閣府	5機関で実施済み	34
総務省	整備済み	1
法務省	整備済み	0
外務省	未整備	0
財務省	整備済み	2
文部科学省	整備済み	1
厚生労働省	整備済み	1
農林水産省	整備済み	15
経済産業省	整備済み	0
国土交通省	未整備	0
環境省	未整備	0
国 計	—	54
(内閣・内閣府)		
内閣官房	整備済み	0
内閣府	整備済み	11
内閣法制局	整備済み	0
人事院	整備済み	0
宮内庁	未整備	0
公正取引委員会	整備済み	0
警察庁	未整備	23
防衛庁	未整備	0
防衛施設庁	未整備	0
金融庁	未整備	0
小 計(内閣・内閣府)	—	34
公団等 計	44	156
国等 計	—	210

9. 新規開業者に対する受注機会の増大のための配慮事項

	国等において特段配慮した事項
物 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約における見積の呼びかけ（最高裁判所） ・ インターネットによる入札公告の情報提供（最高裁判所） ・ 案件発生時に、以前来訪していた業者に積極的に声をかけた。（人事院） ・ 入札参加資格申請時において、官庁に対する実績に加え民間部門からの受注実績も加味した経営状況を調査するなどして、入札参加資格の適切な評価を行うとともに、全省庁統一資格の取得について説明、受付を実施した。（防衛庁） ・ 競争入札への積極的な参加を促した。（防衛庁） ・ 競争性を高めるために、入札参加原則等級の1級下位の等級を有する者の参加を認めている。（財務省） ・ 全省庁統一競争参加資格を有することを確認した上で、指名業者に加える等の配慮を行った。 前年度と比較してより広範囲の地域から有資格業者の選定を実施した。（国土交通省）
役 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約における見積の呼びかけ（最高裁判所） ・ インターネットによる入札公告の情報提供（最高裁判所） ・ 入札参加資格申請時において、官庁に対する実績に加え民間部門からの受注実績も加味した経営状況を調査するなどして、入札参加資格の適切な評価を行うとともに、全省庁統一資格の取得について説明、受付を実施した。（防衛庁） ・ 競争入札への積極的な参加を促した。（防衛庁）

(注) 国の行った新規開業者に対する受注機会の増大のための配慮について掲載している。

10. 入札・開札手続における電子的手段の導入状況

機 関	本省庁 導入時期	電子入札を利用 した入札件数
衆議院	未導入	0
参議院	未導入	0
最高裁判所	未導入	0
会計検査院	未導入	0
内閣・内閣府	8機関で導入	634
総務省	平成14年10月	332
法務省	平成16年3月	103
外務省	平成16年2月	211
財務省	平成16年3月	350
文部科学省	平成16年1月	73
厚生労働省	平成16年1月	865
農林水産省	平成16年2月	187
経済産業省	平成16年3月	101
国土交通省	平成15年4月	2,113
環境省	平成16年3月	98
国 計	—	5,067
(内閣・内閣府)		
内閣官房	平成16年3月	29
内閣府	平成16年3月	159
内閣法制局	平成16年4月	4
人事院	未導入	0
宮内庁	平成16年3月	0
公正取引委員会	平成16年3月	2
警察庁	平成16年12月	310
防衛庁	平成17年1月	70
防衛施設庁	未導入	0
金融庁	平成16年3月	60

1 1. 平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画
について

(1) 衆議院	-----	P 26
(2) 参議院	-----	P 27
(3) 最高裁判所	-----	P 28
(4) 会計検査院	-----	P 29
(5) 内閣・内閣府	-----	P 30
(6) 総務省	-----	P 40
(7) 法務省	-----	P 41
(8) 外務省	-----	P 42
(9) 財務省	-----	P 43
(10) 文部科学省	-----	P 44
(11) 厚生労働省	-----	P 45
(12) 農林水産省	-----	P 46
(13) 経済産業省	-----	P 47
(14) 国土交通省	-----	P 48
(15) 環境省	-----	P 50

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・中小企業者の受注機会増大のため、少額随意契約を締結する場合には、なるべく複数の中小企業者から見積書を徴することとしたほか、官公需適格組合を始めとする事業協同組合の受注機会の検討に努めるとともに、競争入札においては、直近下位の等級に属する者も参加できるように努める。
- ・国立国会図書館のホームページにおいて入札公告及び契約情報を提供して、中小企業者の受注機会の増大の一助とする。

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・少額随意契約においては、中小企業者を相手方とする契約が多数を占めた。
- ・当館とこれまで契約実績がなかった新規の中小企業者の入札参加及び受注に至った。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

- ・役務關係において、継続案件として中小企業者以外の者を相手方とする高額の場合が少なく、件数ベースでは、中小企業者への発注の比率が高かったものの、金額ベースでは、結果として中小企業者の受注額が目標数値を下回った。
- ・平成17年度の官公需予想額の55%を中小企業向け目標額として見込んだところであるが、前年度からの継続を要する中小企業以外の契約金額が大きかったこともあり、中小企業向け実績比率が36%となり、当初の目標を下回る事となった。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・引き続き、中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、随意契約から競争契約への移行を促進するとともに、新規参入希望者への情報提供の充実等に努める。
- ・引き続き、国立国会図書館のホームページにおいて入札公告、契約情報等を提供し、中小企業者の受注機会の増大の一助とする。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額随契を締結する場合においては、なるべく中小企業者から見積を徴することとする。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

少額随契のうち、その大多数を中小企業者から見積を徴し契約した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

昨今においては情報化等に係るシステム開発又は運用費が実績額等に大きな影響を与えていると思われる。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成17年度と同様中小企業者の受注機会の増大に努める。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注増大のため、少額随意契約を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴する。
一般競争入札にも中小企業者が参加できるよう情報公開に努める。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業者の受注増大のため、少額随意契約においては、その大多数の見積書を中小企業者から徴した。
中小企業団体中央会等への情報提供

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額随意契約においては、その大多数の見積書を中小企業者から徴する。
ホームページを利用して発注情報等の提供を行う。
新たな中小企業参入のため情報提供を行う。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

・少額随意契約による場合には、可能な限り中小企業者から見積書を徴する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

対象となる案件、入札が発生する際に随時実施

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関
係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

入札公告をHPに掲載する（物品・役務）
前年度等同様の施策について徹底を図る。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、従来と同様に中小企業者から見積書を徴することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、大多数を小企業者から見積書を徴した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

該当なし。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額随契を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴することとする。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、従来と同様に中小企業者から見積書を徴することとした。(本府)
- ・ 1. 中小企業者への説明(発注内容(仕様等))の徹底
- ・ 2. 計画的発注の推進(原子力安全委員会事務局等)

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、大多数を小企業者から見積書を徴した。(本府)
- ・ 1について、可能な限り中小企業者への発注をするべく、詳細に発注内容を説明した。2について、可能な限り計画的発注を心がけ、中小企業者に発注を行った。(原子力安全委員会事務局等)

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

- ・中小企業者の受注機会増大を図ったため。(原子力安全委員会事務局等)
- ・平成17年度中小企業者向け契約実績比率が目標比率と比べ上昇した要因として、①当初予定していた大型国債工事(約20億円)が未発注となったこと及び未契約繰越額が平成16年度に比べ約23億円も増加したことなどにより、平成17年度の契約実績として見込まれていた金額が計上できなかったこと、②さらに平成16年度と比較して大型工事(7.3億円以上)の発注が金額ベースで約150億円減少、並びに工事発注総額に占める大型工事の契約実績比率が約18%低下したことなどが主な要因となり、官公需契約総実績額が中小企業向け契約実績額と比較して相対的に減少したためと考えられる。
- ・工種等工事内容が毎年度一定でないため年度によっては中小企業向け発注比率の増減が生じるのはやむを得ないとする。(沖縄総合事務局)

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・少額随契を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴することとする。(本府)
- ・ 1 中小企業者に対する入札機会の拡大
- ・ 2 前年度同様に中小企業者への説明の徹底を図る。(原子力安全委員会等)

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

平成18年度においても、中小企業者の一般競争入札への参入向上に向け、契約目標を掲げて入札に関する情報を中小企業団体等にメールで提供することとする。

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

平成17年度の入札4件のうち、政府調達案件以外の3件については、上記メールによる発注に係わる情報提供を行った。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

当局においては、中小企業者の官公需受注実績は、毎年60%以上であり、目標比率は達成できている。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

中小企業者にとって、得意とする分野、関心のある分野は様々であることから、官公需市場全体に係わる情報に加えて、各発注機関別に、工事、物件、役務の種別等について、できるだけ細分化した情報を提供する方針。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額随契を締結する場合には、なるべく多くの中小企業者から見積書を徴すること

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

少額随契においては、その大多数を中小企業から見積書を徴した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額随契を締結するときには多くの中小企業者から見積書を徴する。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額の随意契約においては、なるべく中小企業者から見積書を徴収することとする。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

契約の内容により、請負可能業者が少数のため大企業等も含め見積合わせをする場合以外は、中小企業者による見積合わせを行った。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

工事においては、件数では中小企業への発注比率が高かったものの、金額ベースでは、特に大規模な工事において、結果的に大企業が受注したため、目標値を下回ることとなったが、全体として中小企業の受注比率は増えている。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成17年度から行っている、少額の随意契約において、なるべく中小企業者から見積書を徴収することとするを更に徹底する。

公正取引委員会

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1) 平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・ 調達案件について、可能な限り中小企業団体中央会に情報提供を行う。
- ・ 随意契約による場合には、可能な限り中小企業者から見積書を聴取することとする。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・ 対象となる調達案件が発生する際に、随時実施した。

(3) 平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の
関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

- ・ 上記施策を適切に実施したことにより、昨年度と比べて、中小企業者の受注実績比率が上昇した。

(4) 平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成17年度と同様

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

平成17年度においては、警察庁本庁において電子入・開札システムを活用し、調達情報を広く知らせ、中小企業者の受注機会の増大を図ることを計画し、平成17年度の官公需総予算額約394億円のうち約121億円(約30%)を中小企業者向け目標額として見込んだところ。

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

平成17年度においては、一般競争入札424件中、電子入札を利用した件数が310件(約73%)となっており、平成16年度の25件から大幅に増加した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

平成17年度においては、官公需総予算額を約394億円と見込んだところであるが、官公需契約総実績額が約466億円となったことに伴い、中小企業者向け契約額も約121億円の見込みが約135億円となった。これは、当初予算額から官公需総予算額の見込みを立てることが非常に困難であり、誤差の範ちゅうであると考えられる。中小企業向け目標比率についてはほぼ目標どおり達成された。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成18年度においても引き続き電子入・開札システムの活用等による中小企業者の受注機会の増大を図ることとし、官公需総予算額約481億円、中小企業者向け契約額約155億円(約32%)をそれぞれ見込んだところ。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・インターネット等の活用による情報提供の推進
- ・一般競争契約の促進（商工会議所の活用等による受注機会の拡大）
- ・入札における参加資格等級を拡大し、下位等級資格者の競争参加を促進
- ・全省庁統一資格取得の推進

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・ホームページに入札公告を掲載するなど、情報提供機会を拡大させた。
- ・商工会議所を活用し、より多くの業者が一般競争入札に参加する機会を増やした。
- ・入札における参加資格等級に関わらず、施行可能と思われる業者の入札に参加させた。また、より多くの業者を指名競争させるよう情報提供した。
- ・資格申請時において、業者に対し全省庁統一資格取得を促した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

- 1 調達価格の低減を図るため「まとめ買い」を推進したため、調達規模が中小企業者では対応出来ないものがあつた。
- 2 防衛庁の調達する装備品には高度な専門的技術を要するものが多く、中小企業者では製造・修理出来ないものがあつた。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

引き続き、①インターネット等の活用による情報提供の推進、②一般競争契約の促進
③入札における参加資格等級を拡大し、下位等級資格者の競争参加を促進、④全省庁統一資格取得の推進 を実施し、受注機会の拡大を図る。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額随契を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

少額随契においては、その大多数の見積書を中小企業者から徴した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関
係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

中小企業者との契約の推進に尽力してきたことが、実績比率が目標比率を上回る要因
になった。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額随契においては、中小企業者から見積書を徴するよう徹底する。
また、小規模事案工事については地元中小企業者を徹底的に活用する。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・ 中小企業の受注拡大のため、競争入札の実施に当たり競争参加資格を下位等級に拡大する。
- ・ 少額の随意契約を行う場合、中小企業者から見積書を徴する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・ 中小企業の受注拡大のため、競争入札の実施に当たり競争参加資格を下位等級に拡大した。
- ・ 少額の随意契約を行う場合、中小企業者から見積書を徴した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

一般競争入札の落札者が、大企業であった。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・ 一般競争入札において、下位等級の者にも参加資格を付与する。
- ・ 少額の随意契約を行う場合、中小企業者から見積書を徴する。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額随契の場合、出来る限り中小企業者から見積書を徴することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

少額随契の場合、出来る限り中小企業者からの見積もりあわせを実施した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

WTO等の高額な調達案件が多いため、契約実績額が低下したものとする。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

引き続き中小企業者からの見積もりあわせを実施する。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- 1 事業の発注計画等の情報提供。
- 2 中小企業者への情報提供及び見積依頼を積極的に行い、入札参加機会の拡大に努める。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- 1 法務省ホームページにおいて公表。
- 2 少額契約においては、積極的に中小企業から見積書を提出させた。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

高額な契約が増加し、競争契約を行った結果、大企業と契約する案件が増加した。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- 1 事業の発注計画等の情報提供。
- 2 中小企業者への情報提供及び見積依頼を積極的に行い、入札参加機会の拡大に努める。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

特になし

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

特になし

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関
係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

特になし

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

1. 全国中小企業団体中央会への発注情報等の提供（HP掲載含む）。
2. 中小企業者の積極的活用。
3. 少額見積合わせ案件については、中小企業者から見積書を徴する。
4. 電子入札システムの積極的活用。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

上記施策を推進。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

1. 大規模な宿舍建設工事契約が、一般競争入札の結果、大企業との間で契約を締結したことによる。
2. 中小企業者の受注機会を増大させても、価格競争により大企業が落札してしまうため、見込額及び見込率を下回ることとなった。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

1. 中小企業者の受注機会の増大に努めること。
2. 可能な限り中小企業者と契約を締結すべく努めること。
3. 全国中小企業団体中央会への発注情報等の提供を推進すること。
4. 電子入札システムの積極的な活用を推進すること。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

可能な限り、地元中小企業への受注機会を確保する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

工事規模が比較的小さい工事においても、工事規模相当の等級の事業者に対して公募により競争参加者を募集し、受注機会の確保に努めた。
(平城宮跡宮内省南殿第2殿等屋根他改修工事)

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

大型プロジェクトにおける工事について、3年国債予算による後工事の随意契約があり、金額ベースの比率に影響があった。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

比較的規模の小さい工事においても、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施し、技術力のある事業者の受注機会の確保に努める。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

従前から引き続き「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を図っているところである。
主な取り組みとして、少額随契ができる案件では原則として中小企業者から見積もりを徴すること、また、入札機会増大のため、電子入札と紙入札の併用を行うことである。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

(1)における主な取り組みを実施した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

全体件数における中小企業への受注比率は、ほぼ変動していないものの、受注額が目標値67.8%と比べ、実績率比率が63.4%と下回った原因としては、競争入札実施を推進した結果によるものや、全体的に発注件数、金額が減少した中で、元々全体に占める大企業へ抛らざるを得ない高額案件の比率が相対的に増したためと考えられる。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

前年度同様中小企業者の受注機会の増大に努める。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会の増大のため、発注予定情報の提供、官公需適格組合の活用、下位等級業者の上位等級工事への参入機会の確保等、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に定められた各措置を一層推進することとした。

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業者の受注機会の増大のための各措置を講じた結果、受注機会が確保され、17年度中小企業者向け契約実績は、金額、比率とも目標を上回った。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

中小企業者が受注していた庁舎清掃業務、船舶修繕工事等の高額な発注について、大企業が受注した事案もあった。

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

引き続き中小企業者の受注機会の増大に努める。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・ 中小企業官公需特定品目の発注に当たっては、特別な事情がある場合を除き、中小企業者による見積合わせ等を行う。
- ・ 既存の官公需契約のうち、従来中小企業に発注していたものについては、積極的に中小企業者を見積合わせ等に参加させる。また、新規の官公需予算については、その内容について十分検討を行い中小企業者の受注機会の増大に努める。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・ 中小企業官公需特定品目の発注については、総額 1,353,713 千円のうち、約 92.8 % に当たる 1,255,937 千円を中小企業者と契約を行った。
- ・ 少額の随意契約の締結については、総数 12,890 件のうち、約 82.9 % に当たる 10,685 件を中小企業者と契約を行うなど、中小企業の受注機会の確保に努めた。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

- ・ 特になし

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・ 中小企業官公需特定品目の発注に当たっては、特別な事情がある場合を除き、中小企業者による見積合わせ等を行う。
- ・ 既存の官公需契約のうち、従来中小企業に発注していたものについては、積極的に中小企業者を見積合わせ等に参加させる。また、新規の官公需予算については、その内容について十分検討を行い中小企業者の受注機会の増大に努める。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・優良な工事成績を上げた中小建設業者等に対しては、工事の技術的難易度を適切に勘案し、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等積極的に受注機会の確保を図る。
- ・工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用して円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、適切な施工体制を確保しつつ、コスト縮減の要請や市場における競争が確保される範囲内で可能な限り分離・分割発注を行う。
- ・資格審査の随時受付、経常建設共同企業体に対する経営事項評価点数（客観点数、総合数値）及び技術評価点数（特別点数）の加算、経常建設共同企業体の構成員に求める同種工事の施工実績等の要件の緩和等により、中小建設業者等による経常建設共同企業体の活用の促進を図る。
- ・物件契約について、地元中小業者の積極活用。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・物品・役務に関しては、特殊作業車（除雪トラック等）及び行政システム等の賃貸借などにおいては、中小企業以外への発注となったが、それらを除いては可能な限り中小企業への発注を行った。
- ・管内の官公需適格組合のリストを配布し、官公需適格組合を周知した。
通達等により、官公需施策を周知した。

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・物品・工事・役務の別に自主的に中小企業向け契約目標を設定し、その達成に向け所要の施策を講じる。
- ・物件契約について、引き続き地元中小企業者の積極活用。

平成17年度の官公需施策の措置状況及び平成18年度の計画について

(1)平成17年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・地元企業への積極的な発注
- ・少額随契における相見積もりの適正な実施

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・相当程度実施できたものと思われる

(3)平成17年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関
係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

(4)平成18年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・地元企業への積極的な発注